

公契約条例制定県調査結果

参考資料1
平成30年度第2回岩手県契約審議会資料

調査項目		岩手県	奈良県	愛知県	沖縄県	岐阜県	長野県
名称		県が締結する契約に関する条例 (H27.3.27公布：H28.4.1施行) ※一部規定はH27.4.1施行。	奈良県公契約条例 (H26.7.10公布：H27.4.1施行)	愛知県公契約条例 (H28.3.29公布：H28.4.1施行) ※一部規定はH28.10.1施行	沖縄県の契約に関する条例 (H30.3.3公布：H30.4.1施行)	岐阜県公契約条例 (H27.3.24公布：H27.4.1施行)	長野県の契約に関する条例 (H26.3.20公布：H26.4.1施行)
分類		報告制度○、審議会○、過料規定—	報告制度○、審議会○、過料規定○	報告制度○、審議会△、過料規定—	報告制度—、審議会○、過料規定—	報告制度—、審議会—、過料規定—	報告制度—、審議会○、過料規定—
公契約条例の目的・基本理念等	ア 目的	【第1条】 県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。	【第1条】 公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	【第1条】 公契約に関し、基本方針を定め、並びに県及び公契約の相手方の責務を明らかにするとともに、公契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、公契約の適正化を図りつつ、県民に提供されるサービスの品質の確保、社会的な価値の実現及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。	【第1条】 県契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、県契約に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。	【第1条】 公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、その制度の適切な運用を図り、もって事業者等の経営の安定及び公契約にかかる業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とする。	【第1条】 県の契約に関し、基本理念を定め、並びに県及び県の契約の相手方の責務を明らかにするとともに、契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって県民の福祉の増進を図ることを目的とする。
	イ 基本理念・方針	【第3条】 (1) 県契約における次に掲げる事項の確保 ア 契約の透明性及び競争の公正性 イ 経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた契約内容となっていること ウ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件 (2) 県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮 ア 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組 イ 社会的価値の向上に資する取組	【第3条】 公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。	【第3条】 (1) 透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。 (2) 県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、予定価格の決定、その相手方の決定等の事務が適切に行われなければならない。 (3) 社会的な価値の実現に対する寄与の程度を勘案すること等により、社会的な価値の実現を図る上で、適切に活用されなければならない。 (4) 労働者等の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置が講じられなければならない。	【第3条】 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。	【第3条】 公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有することに鑑み、そのサービス等の質を確保するとともに、事業者等の経営の安定によりその業務の担い手となる人材の確保及び育成のための適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、県及び事業者等がそれぞれの役割を果たすことを旨として締結され、及び履行されなければならない。	【第3条】 (1) 契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。 (2) 経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。 (3) 持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。 ア 地域における雇用の確保が図られること（略） (4) 社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。 ア 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。（略）
(1) 条例の施行状況について	ア 報告制度・条例の規定	工事請負契約：予定価格5億円以上 業務委託契約：予定価格3000万円以上 指定管理協定：予定価格3000万円以上の特定県契約について、ガイドライン等に基づき選定し報告を求めている。	工事請負契約：予定価格3億円以上 業務委託契約：予定価格3000万円以上 指定管理協定：予定価格3000万円以上の特定公契約について、報告を求めている。	工事請負契約：予定価格6億円以上 業務委託契約：予定価格1000万円以上の公契約について、報告を求めている。	報告制度の規定なし ※条例の検討過程において、公共と民間事業の明確な区分が難しいことや、県と受注者双方の事務負担を考慮し規定しなかったもの。	報告制度の規定なし ※受注者の事務負担等を考慮し規定しなかったもの。	報告制度の規定なし ※理念型の条例であり、法令遵守状況などの報告規定について明記していない。
	・運用状況	報告件数30件 適法30件 違反0件 ※H29実績	報告件数：77件 適法：77件 違反：0件 ※累計 工事請負契約や指定管理協定等、契約期間が複数年にわたる契約の場合は、契約の終期まで半年ごとに報告を求めている。	報告件数：533件 適法：533件 違反：0件 ※累計 工事請負契約については、下請負者との契約の都度報告を求めている。			

調査項目	岩手県	奈良県	愛知県	沖縄県	岐阜県	長野県
イ 基本理念の実現に向けた取組 ・条例の規定等	【第6条】（基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等） 県は、基本理念の実現を図るための取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させる。 (1) 県契約で確保 ア 契約の透明性及び競争の公正性 イ 総合的に優れた契約内容（ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等） ウ 県契約業務に従事する者の適正な労働条件 (2) 県契約で配慮する事業者の取組 ア 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する事業者の取組 イ 社会的な価値の向上に資する事業者の取組	・取りまとめ規定なし ※【第4条】（県の責務） 県は、前条に定める基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。	・取りまとめ規定なし ※【第4条】（県の責務） 県は、前条（第3条）に定める基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進するものとする。	【第6条】（県の取組方針） 知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組みべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。（略） ・総合評価落札方式などの多様な要素の考慮に関しては、契約関係の取組はどの県も類似した仕組みで動いており、独自の取組を打ち出していくのは難しい。	・取りまとめ規定なし ※【第4条】（県の責務） 県は、前条（第3条）に定める基本理念にのっとり、事業者等による労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保の単に必要な措置を講ずるものとする。	【第6条】（県の取組方針） 知事は、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（以下この条において「取組方針」という。）を定めなければならない。（略）
ウ 法令遵守 ・条例の規定	【第7条】 受注者および下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （最低賃金額以上の賃金の支払い、社会保険等の加入、雇用・労働保険の加入等）	【第6条】 公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。 ア 最低賃金額以上の支払い イ 社会保険法の加入 ウ 厚生年金保険法の加入 エ 労働保険の加入	【第5条】 公契約の相手方は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。	【第5条】 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わるものとして、社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければならない。	※法令の遵守に関する条文規定はない。	※法令の遵守に関する条文規定はない。 ※第5条において、事業者の責務として「社会的な責任を自覚する」ことを規定。
・規定している理由	・最低賃金や社会保険等の加入については、労働者の労働条件の確保を図る上で基本となる重要な事項である。 ・法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であり、その遵守状況を確認することにより、条例の実効性を担保できるものであることから、遵守すべき事項として規定している。	・労働者の労働条件の確保を図る上で重要な事項であり、公契約の相手方においては強く求められる社会的要請であることから、遵守すべき事項として規定している。	・法令の遵守は当然の義務であり、個別の法令を規定する必要性に乏しいため。	・法令遵守の対象となる法令は、労働関連法令だけでなく、建設業法、下請代金支払遅延等防止法、暴力団排除条例、廃棄物処理法、赤土防止条例等、県契約の履行に係る様々な法令を想定しており、個別に規定するのが難しいため。	・契約に関連する法令は多岐にわたり、特定の法律を規定することが困難であるため。	・理念型の条例であるため、個別の法律の遵守について規定することは条例の主旨と馴染まない。 ・公契約を通じた労働条件の確保等については、県の取組方針でまとめているほか、条例第5条において受注者の責務を規定をしている。
エ 入札参加資格審査 ・加点項目	・平成31年度から、女性活躍や子育て支援等のワーク・ライフ・バランスの推進に係る県の認証制度等の取得が加点となる予定。	・ワークライフバランス推進に関する県の企業登録制度、障がい者雇用、保護観察対象者雇用の3つの制度が加点されている。	・ワークライフバランス推進に関する県の企業登録制度、障がい者法定雇用率の達成が加点されている。	・現時点では加点項目はないが、「社会的な価値の実現に資する取組」について加点するよう要望がある。	・加点項目あり。	・男女協働参画社会の形成や障がい者雇用に資する取組、認証制度への配慮、環境配慮、社会保険加入に関する取組が加点されている。
オ 公契約条例の総合的な評価 ・条例の効果	・条例の施行から3年度目を迎える平成30年度において、施行状況の検討を進めているところであり、その過程において条例の評価についても審議されると考えられる。 ・特定県契約に係る賃金支払状況等の報告制度については、平成29年度から運用開始となったところであり、さらなるデータの蓄積が必要と考えている。	・特定公契約の総合評価入札において「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録や「障がい者雇用」、「保護観察対象者等雇用」を加点しており、それぞれ登録数等が増加していることから、条例制定が一定の貢献をしているものと考えられる。	・企画競争の評価項目として設定した指標のうち、登録件数が大幅に増加したものがあったため、一定の効果があると考えている。	・条例が施行されて間もないため、条例制定の評価については今後検討することとしている。	・理念型の条例であり、即効性や直接的な効果を目指すものではないことから、検証に馴染まない。	・取組方針に掲げた取組が進み、契約に関する統一したルールに運用が実現し、成果が見られると考えているが、取組による影響を把握することは困難。
・労働条件等への影響について	・社会情勢の変化が大きく、条例の制定が直接的に賃金等の労働条件にどの程度影響したか把握は困難。 （最低賃金 H26:678円→H30:762円）	・条例制定前と現在の社会情勢の変化が大きいため、労働条件等への影響は判断ができない。 ・条例制定前の賃金実態調査や、施行後の賃金支払状況報告書においては、最低賃金は遵守されている。	・労働条件等は社会情勢等様々な要因により決定されるため、直接的な影響については把握できないと考えている。 ・公契約条例はあくまでも補完的な位置づけ。	・労働条件等は景気や社会情勢等様々な要因が影響するものであり、条例による影響の有無は把握が困難であると考えている。	・理念型の条例であり、即効性や直接的な効果を目指すものではないことから、検証に馴染まない。	・実態調査等を実施しておらず、具体的に示すことが困難。

(1) 条例の施行状況について

	調査項目	岩手県	奈良県	愛知県	沖縄県	岐阜県	長野県
公契約条例に対する意見など	ア 条例に対する意見 ・制定の経緯	・労働団体等からの制定要望があった ・議会における請願の採択（H24.9議会）	・知事の公約等により検討を開始。 （H23.3～） ・庁内に公契約条例検討関係課連絡会を設置（H23.6～）	・知事の公約等により検討を開始。 （H23.11議会において「公契約のあり方について検討を始めていきたい」と知事が答弁。） ・平成24年11月 庁内研究チーム中間報告 ・平成25年6月 「公契約のあり方検討会議」設置。	・知事の公約等により検討を開始。 ・公契約条例のあり方等を検討するため、学識経験者、事業者団体、労働者団体からなる有識者等懇談会を設置（H28） ・有識者懇談会懇談会から県へ提言（H29.5）	・知事の公約等により検討を開始。 ・労働団体等からの制定要望があった。 ・有識者等による懇談会を設置（H26～）	・知事の公約等により検討を開始。
	・審議会等の設置	岩手県契約審議会	奈良県公契約審議会	公契約に関する協議の場	沖縄県契約審議会	条例に審議会の設置規定は設けていない。	長野県契約審議会
	※審議会の主な審議内容	・県契約の総合的に優れた内容の確保に関する事 ・県契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保に関する事 ・県契約において配慮すべき事項に関する事	・特定公契約の種類及び金額 ・社会的な価値の実現又は向上に寄与する事項及びその評価の方法 ・その他条例及び施行規則に関し重要な事項	・審議事項はない。 ・公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、関係団体との協議の場を設置。	・県契約に関する重要事項施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針（取組方針）等。		・長野県の契約に関する条例に係る取組方針に関する事等。
	・その他意見・要望等	・賃金条項の制定に関する要望が寄せられている。	・総合評価入札制度における「社会的価値の勘案基準」について、評価項目の追加等に関して要望がある。 ・賃金条項の制定の要望がある。	・企画競争における「社会的価値の実現に資する取組」への配慮について、評価項目を追加するよう要望がある。	・条例制定から間もないため、現時点では要望等はない。	・条例の見直し等に係る要望は特に把握していない。	・条例の運用や見直しに係る要望は把握していない。
イ 報酬下限額（賃金条項）の設定	・条例の制定過程において、広く様々な関係団体から御意見を伺い、賃金条項については、様々な考え方や御意見があることを把握し、賃金条項についての意見集約が困難だということで、報酬下限額制度は規定していない。	・先行自治体の報酬下限額の算定方法にはばらつきがあり、県が独自にエビデンスとなる情報収集を行ったり、合理的な算定根拠を定めることは困難である。 ・県下全域が対象となるため、各地域間で人口、事業所数、就業構造などに大きな差があり、労働者の賃金や労働条件もさまざまと考えられ、これを画一的に設定することは技術的にも難しく、県民の理解を得ることは難しいことから、報酬下限額制度は規定していない。	・賃金は、事業者の給与体系、経営状況、労働者の経験年数、技量、勤務評定など、様々な要因で決定されるものであり、県が一律に定めるものになじまない。 ・事業者は、県発注の工事等だけを受注しているのではなく、国、他自治体、民間企業、団体などからも受注しており、他の工事等に従事する労働者との間で格差を設けるべきでない、等の反対意見が多かったことなどから、報酬下限額制度は規定していない。	・平成28年度に設置した有識者等懇談会において、賃金の下限額を設定する規制型条例には様々な懸念があることから理念型条例として進めていくことが示されたことや、国の見解等を踏まえ総合的に検討した結果、契約に関する基本理念等を柱とする理念型の条例とした。 ・懇談会においては、先行県の状況（すべて理念型）や、県内労働市場等の状況（人手不足による賃金上昇等）、企業における負担の増大や賃金下限額の設定が逆に賃金を押し下げる事への懸念等の意見があったことから、報酬下限額制度は規定していない。	・理念型条例であることから、賃金条項の規定については条例の主旨と馴染まない。	・適正な労働条件の確保等については、条例の基本理念に規定するとともに、その基本理念実現のための取組方針を取りまとめていることから、報酬下限額制度は規定していない。	
条例運用上の課題	ア 予算上の配慮	特になし	特になし	清掃業務委託において、参考として積算基準を作成しているが、予算要求の際に活用を義務付けていない。	特になし	特になし	特になし
	イ その他	・平成29年度から完全施行となったことから、基本的には、現在の条例を適切に運用し、基本理念である契約の透明性や公正性の確保、県内企業等における労働条件の確保や社会的価値の向上につながる取組を展開していく。 ・条例附則の規定により、平成30年度中条例の施行状況について検討を加えることとしている。	・条例の施行から3年半であることもあり、庁内外を問わず条例に係る手続き等の理解が十分に進んでいないことが課題であることから、条例の安定した運用とその定着を図る必要がある。 ・見直すべき事項があれば公契約審議会での意見を聞きながら検討していく。 ・総合評価入札の「社会的価値の勘案基準」の評価方法について今後も検討が必要。	・社会的価値の実現に関して、企画競争等において事業者の社会的価値の実現に資する取組を評価する取組を行っているが、その評価項目を追加するよう関係団体から要望があり、その対応について検討をしている。	・理念型条例であることから、実効性の確保が課題であると考えている。実効性の確保のため、第三者機関である審議会の意見を取組に反映するなど、PDCAサイクルを継続的に実施するとともに、庁内での典型体制を強化していく必要がある。 ・当面は、庁内において、基本理念にそった具体的な施策の検討を促し、今年度中に取組方針を検討・策定することとしている。	・特になし。	・取組方針に記載された取組が進んでいることから、取組方針の見直しが必要であり、検討していく。